



豊監公表第9号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）4月28日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

令和4年(2022年)4月8日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年10月29日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
健康医療部 母子保健課	<p>◆豊中市すこやかプラザの附属施設である駐車場の使用許可について</p> <p>とよなかハートパレットにおいて、豊中市が専用使用する標記駐車場15台分(使用料無)のうち9台分の駐車場を、(社福)豊中市社会福祉協議会に無償貸与しているが、必要な手続きが行われていなかった。当該9台分の駐車場に係る権利の法的位置づけについて整理した上で、適切な手続きを講じられたい。</p>	<p>① 駐車場に係る権利の法的位置づけ</p> <p>市は駐車場の「専用使用权」を有する。</p> <p>「専用使用权」地方自治法における財産には該当しない。</p> <p>② 講じた措置</p> <p>民法上の契約行為により、(社福)豊中市社会福祉協議会に無償で駐車場の使用を認める。</p>